

へき地保健医療対策の現状について

へき地保健医療対策は、へき地における医療供給体制の整備が他の地域に比較して遅れている実情に鑑み、へき地の住民が医学技術の進歩発展及び社会的、経済的条件の変化に即応して、治療、健康の増進及び疾病の予防のための措置並びにリハビリテーションを一体とした適切な医療を受けるための施策を体系的かつ計画的に推進することによって、へき地における医療水準の向上を図ることを目的としている。

※この対策において「へき地」とは、交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域のうち医療の確保が困難であって、「無医地区」及び「無医地区に準じる地区」の要件に該当するものをいう。

1. これまでの対策

- 山村、離島等のへき地における医療の確保については、昭和31年度から9次にわたる「へき地保健医療計画」を策定し、二次医療圏単位で各種施策を講じてきた。(詳細は「2. へき地保健医療対策の推移」を参照)
- これに伴い無医地区数は以前に比べ大きく減少。

【無医地区の変遷】

調査年	無医地区数	人口
昭和41年	2,920	119万人
昭和48年	2,088	77万人
昭和59年	1,276	32万人
平成6年	997	24万人
平成11年	914	20万人
平成16年	786	16万人

※無医地区：医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、通常の交通機関を利用して医療機関まで片道1時間超を要する地域など。

2. へき地保健医療対策の推移

上記により、無医地区等住民の医療を確保するため、昭和31年度から10次にわたる年次計画をたて、それぞれの地区の実情により、各種の施策を講じている。

第1次計画（昭和31年度～昭和37年度）

診療所の設置

- ・へき地診療所の整備 [人口が多く、かつ、交通の不便な無医地区に設置]

第2次計画（昭和38年度～昭和42年度）

1. 診療所の設置

2. 機動力の利用 [新規]
 - ・患者輸送車、巡回診療車等の整備（運営と医師確保の問題から）

第3次計画（昭和43年度～昭和49年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師派遣の協力助成 [新規]
 - ・へき地担当病院医師派遣事業（昭和45年度～昭和60年度）
4. へき地医療地域連携対策 [新規]
 - ・へき地医療地域連携対策事業（昭和46年度～昭和54年度）
地域内の保健所、医療機関、市町村等の有機的連携
5. 医師の確保
 - ・へき地勤務医師等確保修学資金（昭和49年度～平成2年度）

第4次計画（昭和50年度～昭和54年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師派遣の協力助成
4. へき地医療地域連携対策
5. 医師の確保
6. へき地中核病院の整備・運営 [新規]
無医地区を有する広域市町村圏単位（昭和50年度～）
7. へき地保健指導所の整備・運営
保健婦による保健指導（昭和50年度～）

第5次計画（昭和55年度～昭和60年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師派遣の協力助成
4. 医師の確保
 - ・へき地勤務医師等確保修学資金
 - ・へき地勤務医師確保事業
 - ・修学資金貸与者ワークショップ実施経費

→へき地医療振興助成費に統合（昭和57年度～）
5. へき地中核病院の整備・運営
6. へき地保健指導所の整備・運営
7. 医療情報システムの導入 [新規]
 - ・へき地診療所診療支援システム
へき地中核病院とへき地診療所との連携(ファクシミリ)]
 - ・特定地域保健医療システム
へき地保健指導所と医療機関との連携(ファクシミリ)]

第6次計画（昭和61年度～平成2年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師の確保
4. へき地中核病院の整備・運営
5. へき地保健指導所の整備・運営
6. 医療情報システムの導入（昭和61年度～）
 - ・静止画像伝送システム〔新規〕
7. 研修機能の強化
 - ・へき地診療所の医師等の医療技術の向上
 - ・へき地診療所の医師等とへき地中核病院との連携強化
 - ・代診医の派遣
8. へき地診療所の設備整備〔新規〕
 - ・初期診断機器

第7次計画（平成3年度～平成7年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師の確保
 - ・へき地勤務医師等確保事業〔新規〕（ローテイト計画）
4. へき地中核病院の整備・運営
 - ・へき地医療担当指導医〔新規〕
5. へき地保健指導所の整備・運営
6. 医療情報システムの導入
7. 研修機能の強化
8. へき地診療所の設備整備・運営

第8次計画（平成8年度～平成12年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. 医師の確保
4. へき地中核病院の整備・運営
5. へき地保健指導所の整備・運営
6. 医療情報システムの導入
7. 研修機能の強化
8. へき地診療所の設備整備・運営
 - ・訪問看護による人件費加算〔新規〕
9. へき地医療支援病院の運営〔新規〕

第9次計画（平成13年度～平成17年度）

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用

3. 医師の確保
4. へき地中核病院の整備・運営
→平成15年度よりへき地医療拠点病院に統合
5. へき地保健指導所の整備・運営
6. 医療情報システムの導入
・へき地医療情報システム [新規]
7. 研修機能の強化
8. へき地診療所の設備整備・運営
9. へき地医療支援病院の運営
→平成15年度よりへき地医療拠点病院に統合
10. へき地医療支援機構の設置 [新規]
11. へき地医療拠点病院群の整備・運営 [新規]

第10次計画 (平成18年度～平成22年度)

1. 診療所の設置
2. 機動力の利用
3. へき地保健指導所の整備・運営
4. 医療情報システムの強化
・へき地医療情報システムにおける24時間相談体制の整備 [新規]
5. 研修機能の強化
6. へき地診療所の設備整備・運営
7. へき地医療拠点病院の整備・運営
8. へき地医療支援機構の機能強化
・非常勤医師の配置 [新規]
9. へき地・離島医療を担う医師及び医療機関の確保 [新規]
10. 医療計画の策定を通じた、住民の納得が得られ、かつ、持続可能な体制の確立

※第10次計画については、詳細を後述

3. 現在のとりくみ

- 医療資源の都市部偏在等により二次医療圏単独では医療過疎地域の医療需要に対応しきれないため、より広域的に都道府県単位でのへき地対策を講じているところ（平成18年度からは、第10次「へき地保健医療対策」を実施）。

[主要事項]

(1) へき地医療支援機構

概要：都道府県単位で設置し、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う。

箇所数：39か所（平成20年3月31日現在）

(2) へき地医療拠点病院

概要：都道府県単位での指導・調整の下に「へき地診療所」への医師派遣、「へき地診療所」の無い無医地区等を対象とした巡回診療等を行う。

箇所数：257病院（平成20年3月31日現在）

補助先：都道府県の指定した病院
（運営費（医師派遣、巡回診療実施のための人件費等）、施設・設備整備）

実績：医師派遣 114病院（派遣対象診療所244診療所）
巡回診療 95病院（対象無医地区数300地区）

（平成19年度現況調より）

（3）へき地診療所

概要：無医地区において診療所を整備し、地域住民の医療確保を図る。

箇所数：1,063か所〔国保診療所含む〕（平成20年3月31日現在）

補助先：都道府県、市町村、日赤、済生会、厚生連、北社協他
（運営費（診療実施のための人件費等）、施設・設備整備）

（4）へき地保健指導所

概要：無医地区等にへき地保健指導所を整備し、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導を行う。

箇所数：43か所（平成20年3月31日現在）

補助先：都道府県、市町村

（5）へき地巡回診療車（船・ヘリ）

概要：無医地区等の医療の確保を図るため巡回診療を実施する。

台数：71台（車：61台、船：6隻、歯科診療車：4台）

（平成20年3月31日現在）

※離島巡回診療ヘリは平成19年度より実施（1機：鹿児島県）

（6）へき地患者輸送車（艇）

概要：患者輸送車を整備し、へき地の患者を最寄医療機関まで輸送する。

台数：315台（車：304台、船11隻）

（平成20年3月31日現在）